

# 大河原町における大規模事業評価制度の概要

## 1 大規模事業評価の目的

大規模な公共事業の実施にあたっては、当該事業の適正性等について検証し、町民からの納税者としての意見や専門家からの客観的・専門的な意見を聴いたうえで、慎重に事業の実施方針を決定することが重要である。

また、町民に対する説明責任を果たすという観点からも、大規模事業の実施までの一連の意思決定過程の透明化を図ることが重要である。

以上のことから、大規模な公共事業の実施について慎重に判断し、町民に対する説明責任を果たすため、大規模事業評価を行うこととする。

## 2 大規模事業評価の対象

大規模事業評価は、新規に計画する公共事業のうち、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 全体事業費が 3 億円以上の新規事業
- (2) 施設等の取得で、町が 1 億円以上の対価を支払う事業
- (3) 施設等の賃借で、町が賃貸借契約期間内の賃料総額 1 億円以上を支払う事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

ただし、次の事業は、評価の対象としない。

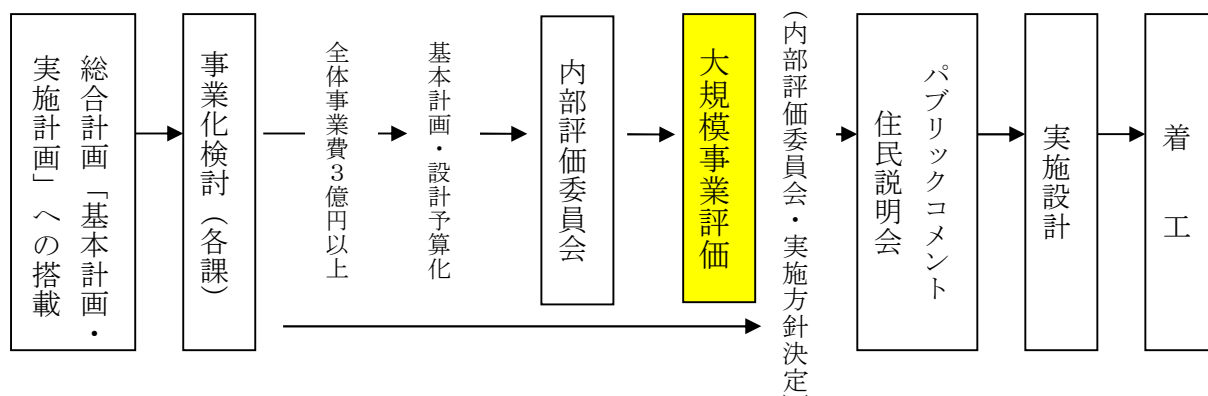
災害復旧事業、広域的に取り組む事業、国や県の補助金活用事業で審議の暇がない場合

## 3 評価を実施する時期

担当課において、事業の規模や概算費用が 3 億円を超える事業について、建設等にかかる実施設計等を作成するための費用の予算要求を行う前までに役場内部で事業の評価を行い、加えて、大規模事業評価を実施する。ただし、国庫補助事業については、補助申請を行う前までに行うものとする。

## 【大規模事業評価の位置づけ】

### ※工事の場合



## 4 評価の方法

町が新たに投資または負担することとなる公共事業で全体事業費が3億円以上のものについて、事業に係る実施設計の予算要求を行う前の段階で、庁内で必要性や有効性及び適時性などの観点から内部評価を行い、その後、公募町民、専門家等で構成する外部評価委員会において、内部評価の審議を行う。

- (1) 目的：事業の適正性を評価するため
- (2) 実施の根拠：「大河原町大規模事業評価委員会条例」及び「大河原町大規模事業評価の実施に関する要綱」
- (3) 内部評価：対象事業の所管課が作成した自己評価調書に基づき、内部評価のための組織である「内部評価委員会」（庁議のメンバーで構成）で評価を行う。
- (4) 外部評価：内部評価に基づき外部評価のための組織である「大規模事業評価委員会」で審議を行う。

## 5 内部評価委員会

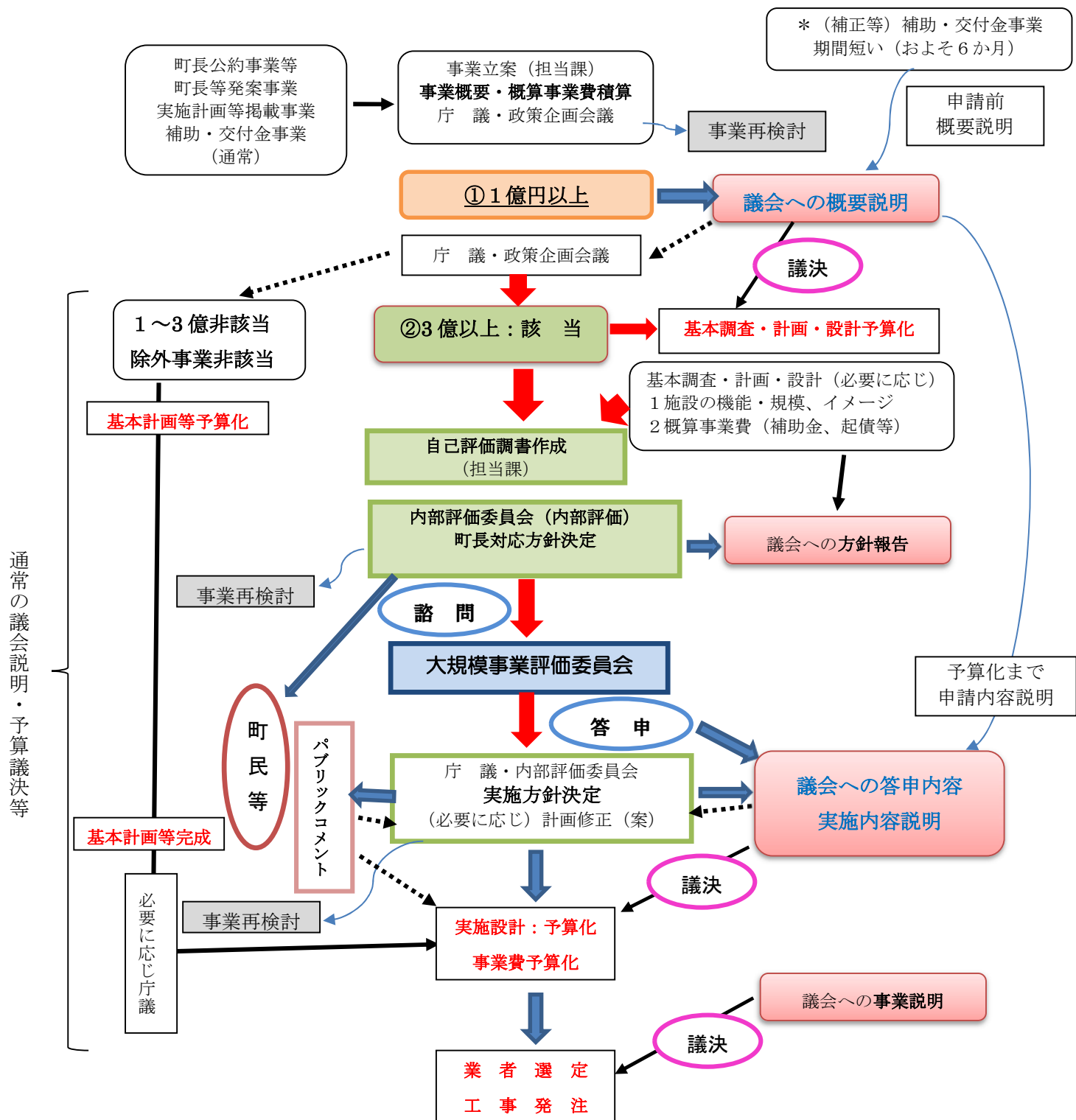
庁内で大規模事業を自己評価する組織として内部評価委員会を設置する。委員は、庁議のメンバーとする。

## 6 大規模事業評価委員会

大規模事業評価の対象となる事業について、第三者委員会として大規模事業評価委員会を設置し、外部評価を実施する。委員は、納税者として有効な税の使い道という観点から評価する公募町民と専門的な知識・経験を有する経営、建築、土木、都市計画などの専門家など学識経験者から7名以内で委嘱する。

同委員会については、内部評価委員会の検証を経た後、町民や専門家からの視点により客観性を確保する必要から、政策と施策について評価するため自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関として設置する。

## 7 大規模事業評価フロー



## 8 評価の視点

評価を行う際には、主に次の9つの視点により行う。

- (1) 事業が社会経済情勢から見て必要であること
- (2) 町が事業主体であることが適切であること
- (3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること
- (4) 事業の手法が適切であること
- (5) 事業の実施場所が適切であること
- (6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であること
- (7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないこと
- (8) 想定される事業リスク及び当該リスクの対応策
- (9) 事業の経費が適正であること